

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 土田宏成

本論文は、第一次世界大戦後から第二次世界大戦勃発前までの戦間期を対象とし、20世紀に出現した空襲という新しい戦闘形態が、その後の社会や政治にいかなる影響を及ぼしたのかという問題について「国民防空」の観点から論じたものである。ここにいう「国民防空」とは、空襲の危害を防止し、またはそれによる被害を軽減するため、陸海軍の行う防衛に則応して、国民が行う行為である。近代国家が国民に要請した「国民防空」という視角から国家と国民の関係を見ていくことは、性別、年齢、職業、居住地の区別無くすべての国民と軍との関係を考察できるというメリットをもつ。また空襲による国土の戦場化が予想された当該期においては、戦場＝軍、銃後＝一般行政という、それまで自明のこととされてきた区別がなくなる。「国民防空」を論ずることで、国務と統帥双方の領域にまたがる問題の運用実態についてのより深い解明が可能となるのである。

上記のような分析視角とメリットをもつ本論文は、以下の点を明らかにし、研究史上に新たな意義を加えたといえる。

1. 第一次世界大戦で戦場とならなかった日本においては空襲の危険感は薄かったが、程なく起こった関東大震災の恐怖は、空襲の恐怖を容易に想像させるものであった。こうした点に着目した筆者は、戒厳令下で警備の主体となった陸軍が、震災時の反省から大規模災害時や戦時の空襲の際における地方行政機関との連携の必要性をいち早く自覚し、自警団を改良した形での国民の組織的動員体制整備に着手していった様態を、戦間期を対象として実証的制度的に明らかにした。
2. 各地で展開された都市型の防空演習の実施過程において陸軍は、i) 軍と軍部外機関の代表者をメンバーとする委員会を組織し、関係機関の連携を確保する方法、ii) 市長の下に在郷軍人会や青年団などを統合し、小学校通学区域を最小単位とする地域行政区画に従ってそれらの団体を組織的に動員するシステム、の確立に成功していった。しかし「国民防空」システムを法制化する作業の中で陸軍は、国務と統帥の境界領域である「国民防空」の所管をめぐり、内務省と競合するようになってゆく。筆者は、陸軍省と内務省の競合関係について、1937年に成立した防空法、1939年に組織された警防団の2例をケーススタディとして取り上げ分析を加えた。

一方、国民防空に対比されるべき軍防空について必要十分な説明がなかったために、全体として国民防空についての統一的なイメージを結びにくいという点などは問題点として指摘できよう。しかしながら、上記のような成果をあげていることを考慮すれば、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に十分に相当する論文であると判断する。